

○福岡県田川地区消防組合火災予防規則

〔昭和55年4月1日〕
規則第2号

改正	昭和56年12月10日 規則第14号	昭和60年7月1日 日本部訓令第2号
	平成2年9月1日 日本部規則第3号	平成4年1月24日 日本部規則第1号
	平成6年3月30日 日本部規則第3号	平成15年4月25日 組合規則第9号
	平成23年8月8日 組合規則第8号	平成24年11月30日 組合規則第9号
	平成26年8月1日 組合規則第7号	平成29年12月27日 組合規則第7号
	平成29年12月27日 組合規則第8号	令和元年6月21日 組合規則第7号
	令和2年12月15日 組合規則第11号	令和3年1月29日 組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）並びに福岡県田川地区消防組合火災予防条例（昭和45年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(各種申請及び届出等の手続)

第2条 条例及びこの規則に基づいて提出する届出書又は申請書は2部作成のうえ、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

(火災警報の発令)

第3条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報は、次に掲げる気象状況において必要と認められた場合に発令するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であつて、最低湿度は40パーセントを下り最大風速7メートルをこえる見込みのとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(焚火又は喫煙の制限区域の標識)

第4条 法第23条に規定する焚火又は喫煙の制限区域には、様式第1の標識を掲げるものとする。

(変電設備等の保安距離)

第5条 条例第11条第1項第3号に規定する変電設備の周囲に有効な空間（以下「保安距離」という。）並びに条例第12条第2項及び、条例第13条第2項の規定により準用する同条同項同号の発電設備及び蓄電池設備の保安距離は、別表第1のとおりとする。

2 条例第11条第1項第9号に規定する変電設備等の絶縁抵抗等の測定基準並びに第12条第2項、第16条第2項の規定により準用する同条同項同号の発電設備及び避雷設備の絶縁抵抗等の測定基準は、別表第2のとおりとする。

(水素ガス気球掲揚材料及び構造の強度)

第6条 条例第17条第5号に規定する水素ガスを充てんする気球及び掲揚網等の風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料及び構造は、別表第3のとおりとする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第7条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する喫煙、裸火の使用又は危険な物品の持込みを禁止する場所は、次のとおりとする。ただし、第4号にあつては、収容台数が10以上のも

のとする。

- (1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の舞台部（大道具室、小道具室及びびならくを含む。）及び客席
- (2) 令別表第1(2)項、(5)項イに掲げる防火対象物の舞台
- (3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の売場及び展示部分（喫煙については、売場及び展示部分に設けられた喫煙所及び食堂部分を除く。）
- (4) 令別表第1(13)項イのうち、営業用の屋内駐車場（喫煙にあつては、駐車のために供しない部分で喫煙設備を設けた部分を、危険物品にあつては、駐車のために供しない部分を除く。）
- (5) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物
（裸火等使用許可申請）

第8条 前条各号に規定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の条例第23条第1項ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、様式第2により申請しなければならない。

- (1) 法別表に掲げる危険物
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4に掲げる指定可燃物
- (3) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (4) 火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項各号に掲げる火薬類
（がん具用煙火の消費制限の場所）

第9条 条例第26条第1項に規定するがん具用煙火の消費に際し、火災予防上支障ある場所は、次の各号のとおりとする。

- (1) 引火性、爆発性及び可燃性の物品を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近
- (2) 法第23条の規定に基づく焚火又は喫煙の禁止区域
- (3) 強風時又は異状乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその附近
- (4) 火粉若しくは火花が落下し又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所
（標識又は表示板）

第10条 省令第9条第4号、第12条第1項第3号及び第4号、第14条第1項第3号及び第6号、第16条第3項第3号、第18条第4項第4号及び第10号、第19条第4項第15号及び第5項第4号、第20条第4項第12号及び第5項、第21条第4項第14号及び第5項、第22条第2号、第24条第3号、第24条の2の3第1項第6号、第25条第2項第2号、第27条第2号、第28条の3第1項第6号、第30条の3第4号、第31条第4号及び第5号、第31条の2第9号に規定する標識又は表示板は、別表第4のとおりとする。

2 条例第11条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び第3項、第39条第4号、第41条の2に規定する標識又は揭示板は、別表第5のとおりとする。

3 条例第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号に規定する標識又は揭示板は、別表第6のとおりとする。
（防災対象物品作製等の届出）

第11条 法第8条の3に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて防火対象物品に防火性能を与えるための処理をし、又は同条第2項の表示若しくは同条第3項の指定表示が付されている生地その他の材料から、カーテン、じゅうたんその他の防火対象物品を作製した者は、様式第3の防火処理届出書を消防署長に提出しなければならない。

(屋上の防火対象物)

第12条 屋上広場における仮設飲食店、遊技施設その他これらに類する施設を設置しようとするものは、様式第4により届出なければならない。

2 前項に規定する対象物は、避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないときは、避難器具を1個以上設置しなければならない。

3 第1項に規定する届出は、当該施設を設置する10日前までに届出なければならない。

(指定催しの指定通知書)

第12条の2 条例第42条の2第3項に規定する指定催し指定通知書は、様式第4の2によるものとする。

(屋外催しに係る防火管理計画)

第12条の3 条例第42条の3第2項に規定する計画は、当該催しを開催する日の14日前までに様式第4の3により消防署長に提出しなければならない。

(防火対象物使用開始の届出)

第13条 条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出は、様式第5によるものとする。

2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに防火対象物棟別概要追加書(様式第5の2)に必要な事項を記入して添付するものとする。

(消防用設備等の着工届及び工事計画書の届出)

第14条 法第17条の14に規定する届出書及び条例第43条の2に規定する届出書(様式第6)に添付する書類は、次に掲げる図書とする。ただし、(1)に掲げる図書にそれぞれの設置箇所を記載した場合には、(2)に相当する図書又は当該消防用設備の性質上不要と認められる図書については省略して差し支えないものとする。

(1) 付近見取図、平面図、立面図、断面図及び仕上表

(2) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管又は配線図

(火を使用する設備等の設置届出書の様式)

第15条 条例第44条に規定する届出書の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第44条第1号から第8号の2関係 様式第7

(2) 条例第44条第9号から第13号関係 様式第8

(3) 条例第44条第14号関係 様式第9

(4) 条例第44条第15号関係 様式第10

2 前項に規定する届出は、当該設備を設ける7日前までに届出なければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発する行為等の届出書の様式)

第16条 条例第45条に規定する届出書の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第45条第1号関係 様式第11

(2) 条例第45条第2号関係 様式第12

(3) 条例第45条第3号関係 様式第13

- | | |
|---------------------|------------|
| (4) 条例第 45 条第 4 号関係 | 様式第 14 |
| (5) 条例第 45 条第 5 号関係 | 様式第 15 |
| (6) 条例第 45 条第 6 号関係 | 様式第 15 の 2 |

2 前項第 1 号及び第 4 号による場合で緊急やむをえないときは、口頭その他の方法により当該届出書にかえることができる。

3 第 1 項各号（第 1 号及び第 4 号を除く。）に規定する届出書は、当該行為を行う 3 日前までに届出なければならない。

（消防活動用空地の基準）

第 17 条 条例第 45 条の 3 第 2 項に規定する消防進入路及び消防活動用空地の基準は、次の各号によらなければならない。

- (1) 消防進入路の有効幅員は、4メートル以上の道路又は空地を設けること。
- (2) 消防進入路の幅は、道路幅員に応じて、はしご付消防自動車の進入を容易にするため、曲り角部分は、別図 1 のとおり適宜角切りを行うこと。
- (3) 消防進入路には、原則として、くぐりを設けないこと。やむを得ずくぐりを設けるものにあつては、その直下の地盤面から 4メートル以上の高さであること。
- (4) はしご付消防自動車の消防活動用空地と建築物との距離は、別図 2 はしご付消防自動車使用限界図により、建築物の最上階床高に、有効に使用できるものであること。
- (5) 消防活動用空地は、幅 6メートル長さ 12メートル以上とし別図 3 の消防活動空地の基本図に基づいて確保すること。
- (6) 消防進入路の縦断勾配は、10パーセント以下とすること。
- (7) 消防進入路及び消防活動用空地は、十分な地盤支持力を有すること。
- (8) 消防活動用空地の周辺及び上空には、別図 2 によりはしご付消防自動車の伸てい及び旋回に支障となる工作物等を設置しないこと。
- (9) 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。

2 前項各号に規定する消防進入路及び消防活動用空地の基準は、はしご付消防自動車（全長 10.63メートル、全幅 2.50メートル、固定シャフト全幅 5.4メートル、高さ 3.70メートル、ホイールベース 5.51メートル、最少回転半径 7.2メートル）で運行する場合とする。

（少量危険物の届出書の様式）

第 18 条 条例第 46 条に規定する危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱いの届出は、様式第 16 によるものとする。

2 前項に規定する届出書は、当該危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱いを行う 7 日前までに届出なければならない。

3 第 1 項に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱いを廃止する場合は、廃止後、速やかに様式第 16 の 2 により届出なければならない。

（少量危険物等のタンク検査申出書及びタンク検査済証の様式）

第 19 条 条例第 47 条第 1 項の規定による少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「少量危険物等タンク」という。）の水張検査又は水圧検査（以下「水張検査等」という。）の申出は、様式第 17 によるものとする。

2 消防長は、前項の内容を審査のうえ水張検査等を実施し、条例第 31 条の 4 第 1 号、第 31 条

の5第4号、第31条の6第2号の技術上の基準に適合していると認めるときは、「少量危険物等タンク検査済証」(様式第18)を交付するものとする。

(防火対象物の点検基準)

第20条 法第8条の2の2第1項に規定する総務省令で定める基準について規定している省令第4条の2の6第1項第9号に規定する市町村長が定める基準とは、条例第3章、第4章及び第4章の2に規定する基準とする。

(公表の対象となる防火対象物)

第21条 条例第47条の2第1項の規則で定める防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物とする。

(公表の手続)

第22条 条例第47条の2第1項の規定による公表は、法第4条第1項に規定する立入検査の結果を当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日において、なお、当該防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備(以下「公表対象設備」という。)が設置されていないと認められる場合に、当該公表対象設備が設置されたことを消防長が確認するまでの間、インターネットを利用して講習の閲覧に供する方法により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該防火対象物の名称及び所在地並びに消防法施行令第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物にあっては、公表対象設備が設置されていない部分の名称
- (2) 当該防火対象物について公表対象設備が設置されていない状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

(委任)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規定は、昭和55年4月1日から施行する。

(福岡県田川地区消防組合火災予防条例施行規則の廃止)

2 福岡県田川地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和45年12月規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づいて届出された行為は、この規則相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に設置されている旧規則の規定に基づく標識及び表示は、当分の間この規則の相当規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則(昭和56年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年本部訓令第2号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(平成2年本部規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第8条に規定する様式第2、第15条第1項第1号に規定する様式第7及び第18条第1項に規定する様式第16については、当分の間、旧様式を適宜修正して使用することができる。

附 則 (平成4年本部規則第1号)

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年組合規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設けられている消防活動用空地及び消防進入路のうち、改正後の規則第17条第1項の規定に適合しないものについては、同条同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年組合規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所用の修正をして使用することができる。

附 則 (平成23年組合規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設けられている消防用活動空地のうち、改正後の規則第17条第1項第5号の規定に適合していないものは、従前の例による。

附 則 (平成24年組合規則第9号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年組合規則第7号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年組合規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年組合規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年組合規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年組合規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年組合規則第3号)

この附則は、令和3年1月29日から施行する。

別表第1 (第5条第1項)

変電、発電及び蓄電池設備の保安距離

種 別		保 安 距 離				高圧以上の母線及び露出線の高さ
		前 面	背 面	側面(壁)	相 互 間	
					2 列 以 上	
配電盤	高	1.20m 以上	0.80m 以上	0.80m 以上	1.80m 以上	床面から2m以上 ただし、危険のおそれのない場合は、この限りでない。
	低	1.00	0.80	0.80	1.80	
変圧器等。ただし、キュービクル型を除く。		0.60	0.10	0.10	1.00ただし、単一の場合は、0.10m以上とすること。	
発 電 機 等		0.60	0.60	0.60		

別表第2 (第5条第2項)

変電、発電及び蓄電池設備の絶縁抵抗等の測定基準

試験別	種 別		抵 抗 値	点 検 及 び 試 験 回 数	
絶縁抵抗 試 験	対地電圧	150V以下	0.1MΩ以上	年2回以上 (ネオン管灯及 び舞台装置等の 電気設備を含 む。)	
		150V をこえ るもの	0.2MΩ以上		
接地抵抗 試 験	第1種 接 地 工 事		10Ω以上		
	第2種 接 地 工 事		高压から低压に下げるもの は、当該接地抵抗値に等しい Ω以下 $\left[\frac{150}{\text{高压の1線地絡電流}} \right]$ ただし、100Ω以下とする。 特別高压から低压に下げる ものは、10Ω以下		
	第3種 接 地 工 事		100Ω以下		
避雷針 接地抵抗	接地電極	総合接地抵抗	10Ω以下		年1回以上
		単 独 の 引 下 導 線	20Ω以下		
	そ の 他 接地電極	水道管の接地 抵 抗	2Ω以下		
		単独接地抵抗	30Ω以下		
		総合接地抵抗	20Ω以下		

別表第3 (第6条)

水素ガス気球及び掲揚材料及び構造の強度

種類 項目		気 球		掲 揚 網			
材 料 (構 造)	種 類	ビニール樹脂またはこれに類する樹脂もしくは引布などの材質が、均一不変質なもの		麻または合成繊維もしくは綿などの材質が、均一不変質なもの			
	暑 さ	ビニール樹脂については0.1mm以上 ゴム引布については0.25mm以上		網 等 の 太 さ	掲 揚 網	麻 6mm以上	
					合成繊維	3mm以上	
					綿	7mm以上	
					糸 目 網	麻	3mm以上
						合成繊維	2mm以上
						綿	4mm以上
	強 度 等	抗 張 力 及 び の び	塩化ビニール フイルム	15MPa	切 断 荷 重	気球の直径が2.5mをこえ、3m以下のもの	240kg以上
			ゴム引布	27MPa		気球の直径が2.5m以下のもの	170kg以上
		引 裂 強 さ 等	塩化ビニール フイルム	テレメンドルフ引裂強さ0.6MPa以上のもの	2個以上撚つてある素線を使用した三つ撚り以上のもの		
気体透過度			水素を注入し、24時間において1m ² から漏れる量が50以内	糸目は、6以上としたもの 結び目は、動圧に対し、容易に解けないこと。			
耐寒耐熱性	0℃以上75℃以下において、ひびわれ等を生じないもの		結び目は、局部的に荷重が加わらないもの				
その他	係留中外圧を受け、または著しく静電気を発生することのないもの		水、バクテリア、油、薬品等により腐しやすくしにくいもの 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの				

別表第4 (第10条第1項)

根拠条文 (施行規則)	区 分			表示区分	色		大きさ (cm)		設置場所		
					地	文字	長辺	短辺			
9条4号	消 火 器 具	消 火 器	消 火 器	消 火 器	消 火 器	赤	白	24以上	8以上	当該消火器具のある場所の見やすい位置	
			簡易消火用具	水 バ ケ ツ	水 バ ケ ツ	消 火 バ ケ ツ	赤	白	24		8
				水 槽	水 槽	消 火 水 槽	赤	白	24		8
				乾 燥 砂	乾 燥 砂	消 火 砂	赤	白	24		8
				膨 張 ひ る 石 膨 張 真 珠 岩	膨 張 ひ る 石 膨 張 真 珠 岩	消 火 ひ る 石	赤	白	24		8
12条3号 12条4号 14条3号 14条6号 16条3項 18条4項 19条4項 19条5項 20条4項 21条4項	消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	消 火 栓 箱	消 火 栓 箱	消 火 栓	赤	白	30	10	屋内消火栓箱の表面	
			非 常 電 源 用 器 開 閉 器	非 常 電 源 用 器 開 閉 器	屋 内 消 火 栓 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	制 御 弁	制 御 弁	制 御 弁 (スプリンクラー)	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	
			送 水 口	送 水 口	送 水 口 (スプリンクラー)	赤	白	30	10		
		水 噴 霧 消 火 設 備 等 (水 噴 霧 消 火 設 備、泡 消 火 設 備、二 酸 化 炭 素 消 火 設 備、ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備、粉 末 消 火 設 備)	手 動 式 起 動 装 置	手 動 式 起 動 装 置	手 動 起 動 装 置 () 内 には 当 該 設 備 の 種 別 を 表 示 す る こ と。	赤	白	30	10		
			ホ ー ス 接 続 口	ホ ー ス 接 続 口	ホ ー ス 接 続 口 () 内 には 当 該 設 備 の 種 別 を 表 示 す る こ と。	赤	白	30	10		
			器 具 格 納 箱	器 具 格 納 箱	移 動 式 () 消 火 設 備 () 内 には 当 該 設 備 の 種 別 を 表 示 す る こ と。	赤	白	30	10		
		22条2項	屋 外 消 火 栓 設 備	消 火 栓 箱	消 火 栓 箱	ホ ー ス 格 納 箱 (屋外消火栓)	赤	白	30		10
				消 火 栓	消 火 栓	消 火 栓	赤	白	30	10	
		24条3号	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該設備の直近の見やすい位置
24条の2の3	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備		ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				
25条2項	消 防 機 関 に 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	消 防 機 関 に 通 報 す る 火 災 報 知 設 備		発 信 用 押 ボ タ ン	火 災 報 知 機	赤	白	24	8	発信機の上方で見やすい位置	
27条2号	避 難 設 備	避 難 器 具	避 難 器 具	避 難 器 具	避 難 ○ ○ ○ ○○○には器具の名称を表示すること。	白	黒	36	12	当該設備を設置した室の入口又は格納する場所の付近	
			使 用 方 法	使 用 方 法	器 具 使 用 方 法 当 該 避 難 器 具 の 使 用 方 法 を 簡 記 す る こ と。	白	黒	60	30	当該設備の直近の見やすい位置	
28条の3第1項	備	誘 導 灯	誘 導 灯	誘 導 灯 用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該設備の直近の見やすい位置		
30条の34号 31条4号 31条5号 31条の29号	消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	連 結 散 水 設 備	送 水 口	送 水 口	送 水 口 (連結散水設備)	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	
			送 水 口	送 水 口	送 水 口 (連結送水管)	赤	白	30	10		
		連 結 送 水 管	送 水 口	送 水 口	送 水 口 (連結送水管)	赤	白	30	10		
			放 水 用 器 具 格 納 箱	放 水 用 器 具 格 納 箱	防 水 用 器 具 格 納 箱 (連結送水管)	赤	白	30	10		
非 常 用 コ ン セ ン ト 設 備	保 護 箱	保 護 箱	非 常 用 コ ン セ ン ト	赤	白	25	10	保護箱の表面の見やすい位置			

備考

- 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 「消火器」の標識には、必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記してもさしつかえない。
- 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常電源開閉器については、屋内消火栓設備の標識に準ずること。
- 標識の材料は、木板、金属板、難燃合成樹脂板とすること。

別表第5 (第10条第2項)

根拠条文 (条 例)	区 分 種 別	表 示 基 準	色		大 き さ (cm)		設 置 場 所
			地	文字	長 辺	短 辺	
11条1項5号	変電設備である旨の標識		白	黒	30以上	15以上	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置
11条の2第2項	急速充電設備である旨の標識						
12条2項	発電設備である旨の標識		白	黒	30	15	
13条2項	蓄電設備である旨の標識		白	黒	30	15	当該場所の入口又は棚等の要所で見やすい位置
17条3項	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する表示		赤	白	60	30	
23条2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	 (注)「NO SMOKING」を併記することができる。	赤	白	50	25	当該指定場所又は客席内の各部から見やすい位置
23条3項			(注)映画上映等のため場内を暗くして使用する客席にあつては灯火入りとする				
23条3項		「喫煙所」と表示した標識		赤	白	50	
39条4項	定員表示板		白	黒	30	25	当該劇場等の入口の見やすい位置
	満員札		赤	白	50	25	
41条の2	防火設備の標識		白	赤	40	30	
			白	赤	50	5	

備考

- 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とする。
- 標識の記入文字は、「禁煙」、「火気厳禁」、「危険物物品持込厳禁」の標識以外は、特に限定しない。
- 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とする。
- 防火戸の標識については、これに類似したものを用いることができる。

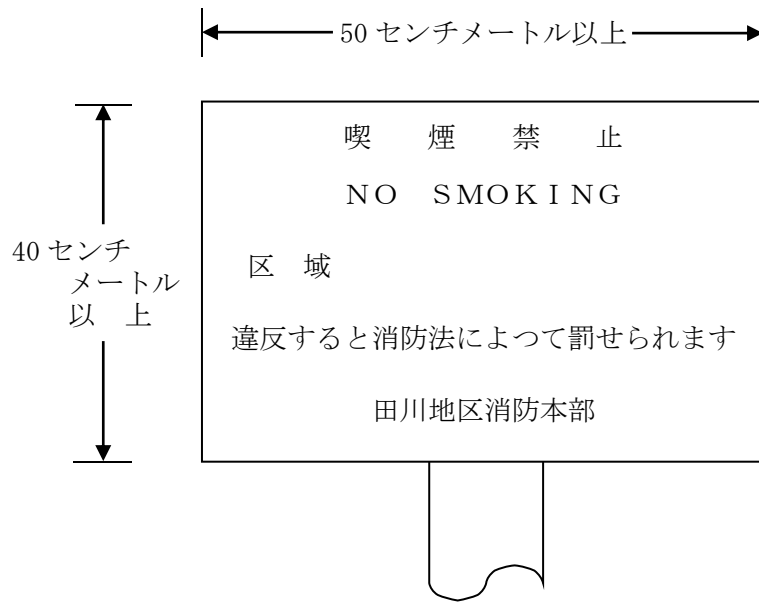
別表第6 (第10条第3項)

根拠条文 (条 例)	区 分 種 別		表 示 基 準	色		大 小 寸 (cm)		設 置 場 所
				地	文 字	長 辺	短 辺	
第31条の2 第1号	指定数量の5分の1以上指定数量未達の危険物を貯蔵し、又は取扱っている旨並びにこれらの類、品目及び最大数量を記載した表示		少量危険物貯蔵所 第 類 品 名 最大数量	白	黒	60	30	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口又は直近の見やすい位置
			少量危険物取扱所 第 類 品 名 最大数量					
第33条第2項 第34条第2項	貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じた防火に関し必要な事項を掲示した掲示板	第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又は禁水性物品	禁 水	青	白	60	30	
		第2類の危険物(引火性固体を除く)	火 気 注 意	赤	白			
		第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品(注)、第4類の危険物又は第5類の危険物	火 気 厳 禁					
	(注)第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アリキルリチウム及び黄りんをいう。							
	指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びにこれらの品名及び最大数量を記載した表示		指定可燃物等貯蔵所 品 名 最大数量	白	黒	60	30	
			指定可燃物等取扱所 品 名 最大数量					
	貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物等に応じた防火に関し必要な事項を掲示した掲示板	可燃性液体類等	火 気 厳 禁	赤	白	60	30	
		綿花類等	火 気 注 意					

備考

- 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とする。
- 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

様式第1（第4条）



備考 地は、白色とし、文字を黒色とする。ただし「喫煙禁止」及び「NO SMOKING」の文字は赤色とする。

様式第2（第8条関係）

喫煙
裸火使用許可申請書
危険な物品持込み

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
申請者 住所 氏名		(電話 番)	
所在地	(電話 番)		
名称			
業態			
防火管理者氏名			
使用の場所及び用途			
使用時期・時間	自 年 月 日 日間	自 時 分	
理由			
内容			
行為者職氏名			
火災予防上の措置			
その他の必要な事項			
※ 指示事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 許可欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 防火管理者は、消防署長宛選任届の出ている者を記入すること。
 3 申請場所の詳細図を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第3 (第11条関係)

防炎処理
防炎物品作製 届出書

田川地区消防署長 殿				年 月 日	
届出者 住所 氏名				(電話 番)	
防火対象物名	名称		令別表第 1の区分	イ ロ ハ 項	
	所在地	(電話 番)			
認定番号		担当責任者氏名			
防炎物品又は防炎薬剤 のメーカー及び商品名		防炎薬剤又は防炎 性能試験の鑑定合 格番号		第 号	
加工の種類		加工年月日		年 月 日	
防炎物品の種類、商品名・ 組成・数量及び薬剤使用量		種 類	商品名・組成	数 量	薬剤使用量
					g / m ² 使用量
防炎物品の取付場所及び 数量		取 付 場 所			数 量
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

注 1 法人又は個人商店にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第4（第12条関係）

屋上における 仮設飲食店
遊戯施設 等開設届出書

		年 月 日	
田川地区消防署長 殿			
		申 請 者 住 所 (電話 番) 氏 名	
防 対 象 火 物	所 在 地	(電話 番)	
	名 称	用 途	
開 設 箇 所	対象物の階数	客席の構造 (移動式・固定式)	客席数
	出入口の数	主要通路の幅員 m	従業員数 面積 m ²
	消防用設備等の概要		使用火気の種類
開 設 期 間	自 年 月 日 日間	営業時間	午前 午後 ~ 午前 午後
防 火 管 理 者 氏 名		現 場 責 任 者 名	
火 災 予 防 上 の 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 許 可 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 火気使用場所、消防用設備等を記入した平面図および避難経路図を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第4の2(第12条の2関係)

指定催しの指定通知書

号
年 月 日

殿

田川地区消防署長 公印

田川地区消防組合火災予防規則第12条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したで通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に田川地区消防本部消防長に対して審査請求することができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に田川地区消防本部消防長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に田川地区消防本部消防長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第4の3（第12条の3関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
田川地区消防署長 殿			
届出者 住所 (電話) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者) 防火担当者 住所 (電話) 氏名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄は、該当□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5 (第13条関係)

(表 面)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
田川地区消防署長 殿					
届 出 者 住 所					
氏 名					
(電話 番)					
所 在 地		(電話 番)			
名 称		主要用途			
建 築 確 認 年 月 日		年 月 日		建築確認 番 号	
※ 消 防 同 意 年 月 日		年 月 日		※ 消防 同意番号	
工 事 着 手 年 月 日		工事完了 (予 定) 年 月 日		使用開始 (予 定) 年 月 日	
他 の 法 令 に よ る 許 認 可					
敷 地 面 積		m ²	建築面積	m ²	延面積
従 業 員 数		公開時間又 は従業時間		自 時 分 至 時 分	
屋 外 消 火 栓 動 力 消 防 ポ ン プ 消 防 用 水 の 概 要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(日本産業規格A4)

(裏面)

防火対象物棟別概要(第号)	用途			構造			
	種別 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

- 注1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれその合計を記入すること。
- 3 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓動力ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 4 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む)を添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5の2（第13条関係）

防火対象物棟別概要追加書

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途			構 造			
	種別 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						
防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途			構 造			
	種別 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

(日本産業規格 A 4)

様式第6 (第14条関係)

消防用設備工事計画届出書

年 月 日					
田川地区消防署長 殿					
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名					
工 事 の 場 所					
工事を行う防火対象物の名称					
消防用設備等の種類					
消防用設備等の工事施工者の	住 所				
	氏 名				
消防設備士の	住 所				
	氏 名				
	免状の種類及び指定区分	種 第 類	都道府県知事第 号 年 月 日交付		
工 事 の 種 別	1 新設	2 増設	3 移設	4 取替え	5 改造 6 その他
着 工 予 定 日	年 月 日	完成予定日	年 月 日		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事種別欄には、該当する事項に○印でかこむこと。
- 3 添付書類は、付近見取図、平面図、消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管又は配線図とする。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第7（第15条関係）

炉 ・ 厨 房 設 備
 温 風 暖 房 機 ・ ボ イ ラ ー
 給 湯 湯 沸 設 備 ・ 乾 燥 設 備
 サ ウ ナ 設 備 ・ ヒ ー ト ポ ン プ
 火 花 を 発 生 す る 設 備 ・ 放 電 加 工 機

設置届出書

年 月 日					
田川地区消防署長 殿					
届 出 者					
住 所					
(電話 番)					
氏 名					
防 対 象 火 物	所 在 地	(電話 番)			
	名 称			主 要 用 途	
設 場 所	用 途		床 面 積	m ²	消 防 用 等 設 備
	構 造		階 層	階	
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着 工 (予 定)	年 月 日	竣 工 (予 定)	年 月 日	年 月 日
	設 備 の 概 要				
	熱 源	種 類		使 用 量	
	保 安 装 置				
取 扱 責 任 者 の 職 氏 名					
工 事 施 行 者	住 所	(電話 番)			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉などと記入すること。
 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 5 熱源の使用欄には、1日又は1時間当りの使用量を記入すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

(日本産業規格A4)

様式第8 (第15条関係)

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備
蓄電池設備
設置届出書

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
届出者 住所		(電話 番)	
氏名			
防火 対象 物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
設置	構造	場所	床面積
		屋内 (階)、屋外	m ²
場所	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	不燃区画	有・無
		換気設備	有・無
届 出 設 備	電圧	V	全出力又は 定格容量
			kW AH・セル
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日
設備の概要	種別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他	
主任技術者氏名			
工事施工者	住所	電話 番	
	氏名		
※ 受付 欄		※ 経過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 4 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第9（第15条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
		届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名	
防 对 象 火 物	所 在 地	(電話 番)	
	名 称	用途	
届 出 設 備	設 備 容 量	KVA	
	着工（予定） 年 月 日	年 月 日	竣工（予定） 年 月 日
	設 備 の 概 要		
工 事 施 工 者	住 所	(電話 番)	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 当該設備の設計図書を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

（日本産業規格 A 4）

様式第10 (第15条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日									
田川地区消防署長 殿									
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名									
設 置 者 請 負 者	所 在 地		(電話 番)						
	名 称								
看 視 人 氏 名									
設 置 期 間	掲 揚	自 年 月 日 至 年 月 日							
	係 留	自 年 月 日 至 年 月 日							
設 備 目 的									
設 場 置 所	所 在 地								
	地 上 又 は 別 荘 上 の	用途			立入禁止の方法				
充 て ん ま た は 作 業 の 方 法	日時				場 所				
	方法				方 置 場				
構 造	気 球 型	直径			材質				
		体積	m ³		厚さ				
電 飾	揚 網		材質			太さ			
	電 球 の 定 格 電 圧			灯数			配線方法	直列・並列	
	電 線 の 種 類					断面積			
総 質 量					kg	其 他 必 要 事 項			
支 持 方 法	掲 揚								
	係 留								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 設置場所付近の見取図、気球の見取図および電飾の配置図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火災
を發するおそれのある行為の 届出書

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
届 出 者 住 所 氏 名		(電話 番)	
発 生 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	
発 生 場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第 1 2 (第 1 6 条関係)

(表面)
煙火 仕上げ 届出書
仕掛け

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
届出者 住所 氏名		(電話 番)	
打上げ・仕掛け 予定日時	自 年 月 日 至 年 月 日	時 分	時 分
打上げ・仕掛け 場			
周囲の状況			
煙火の種類及び 数			
目的			
その他必要な 事項			
打上げ・仕掛け に直接従事する 責任者の氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

(裏面)

仕上げ、仕掛け場所見取図

様式第 1 3 (第 1 6 条関係)

催物開催届出書

		年 月 日	
田川地区消防署長 殿			
		届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名	
防火対象物	所在地	(電話 番)	
	名称	本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m ²	
	消防用設備等の概要		
使用目的			
試用期間		開催時間	
収容人員		名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員 名
防火管理者氏名		映写技術者	氏名
			免状番号
その他の事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 防火対象物の略図及び警備任務分担表等を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第14 (第16条関係)

水道断水届出書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>田川地区消防署長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (電話 番)</p>	
断水予定日時	自 年 月 日 至 年 月 日
断水区域	
工事場所	
理由	
現場責任者氏名	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 断・減水区域の略図を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第15 (第16条関係)

道路工事届出書

年 月 日	
田川地区消防署長 殿	
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名	
工 事 予 定 日 時	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	種別 全面 片面 車両通行禁止
工 事 責 任 者 氏 名	(電話 番)
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 工事施工区域の略図を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

様式第15の2（第16条関係）

露店等の開設届出書

田川地区消防署長 殿				年 月 日				
届出者 住所				(電話)				
氏名								
開設期間	自	年	月	日	営業時間	開始	時	分
開設場所								
催しの名称								
開設店数					消火器の本数			
現場責任者氏名								
※ 受付欄					※ 経過欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第16 (第18条関係)

少量危険物 貯蔵
指定可燃物 取扱 届出書

年 月 日				
田川地区消防署長 殿				
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所在地			
	名 称			
類 ・ 品 名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵 数 量	一日最大 取扱い数量
貯 蔵 又 は 取 扱 い 方 法 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 場 所 の 位 置 、 構 造 及 び 設 備 の 概 要				
消 防 用 設 備 等 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 開 始 予 定 期 日	年 月 日			
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 貯蔵又は取扱いの場所の位置、構造及び整備に関する図面を添付すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

(日本産業規格A4)

様式第16の2（第18条関係）

少量危険物 貯蔵
指定可燃物 取扱 廃止届出書

年 月 日			
田川地区消防署長 殿			
届 出 者 住 所 氏 名			
(電話 番)			
貯蔵又は取扱い場所	所在地		
	名称		
届出及び年 月日 番 号	年 月 日 第 号		
類・品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量
廃止の 年 月 日	年 月 日		
廃止の理由			
その他必要な 事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 廃止場所の位置等の図面を添付すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

(日本産業規格A4)

様式第 17 (第 19 条関係)

少量危険物等タンク検査申出書

田川地区消防本部 消防長 殿		年 月 日	
		申 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名	
タンクの種別			
検査の別		水張検査 水圧検査	
タンクの最大常用圧力		K P a	
タ の ン 構 造	形 状		
	寸 法	容量	ℓ
	材質記号及び板厚		
検査の希望年月日		年 月 日	
タンクの製造者及び製造年月日			
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		※ 手 数 料 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 設計図書及び仕様書等の参考図書を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格 A 4)

様式第18 (第19条関係)

(正)

少量危険物等タンク検査済証

水張又は水圧 検査の別				
検査圧力		K P a		
タンク の 構 造	形 状		容量	ℓ
	寸 法	mm		
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
タンク検査番号 第 号				
年 月 日				
田川地区消防本部 消防長				

(日本産業規格A4)

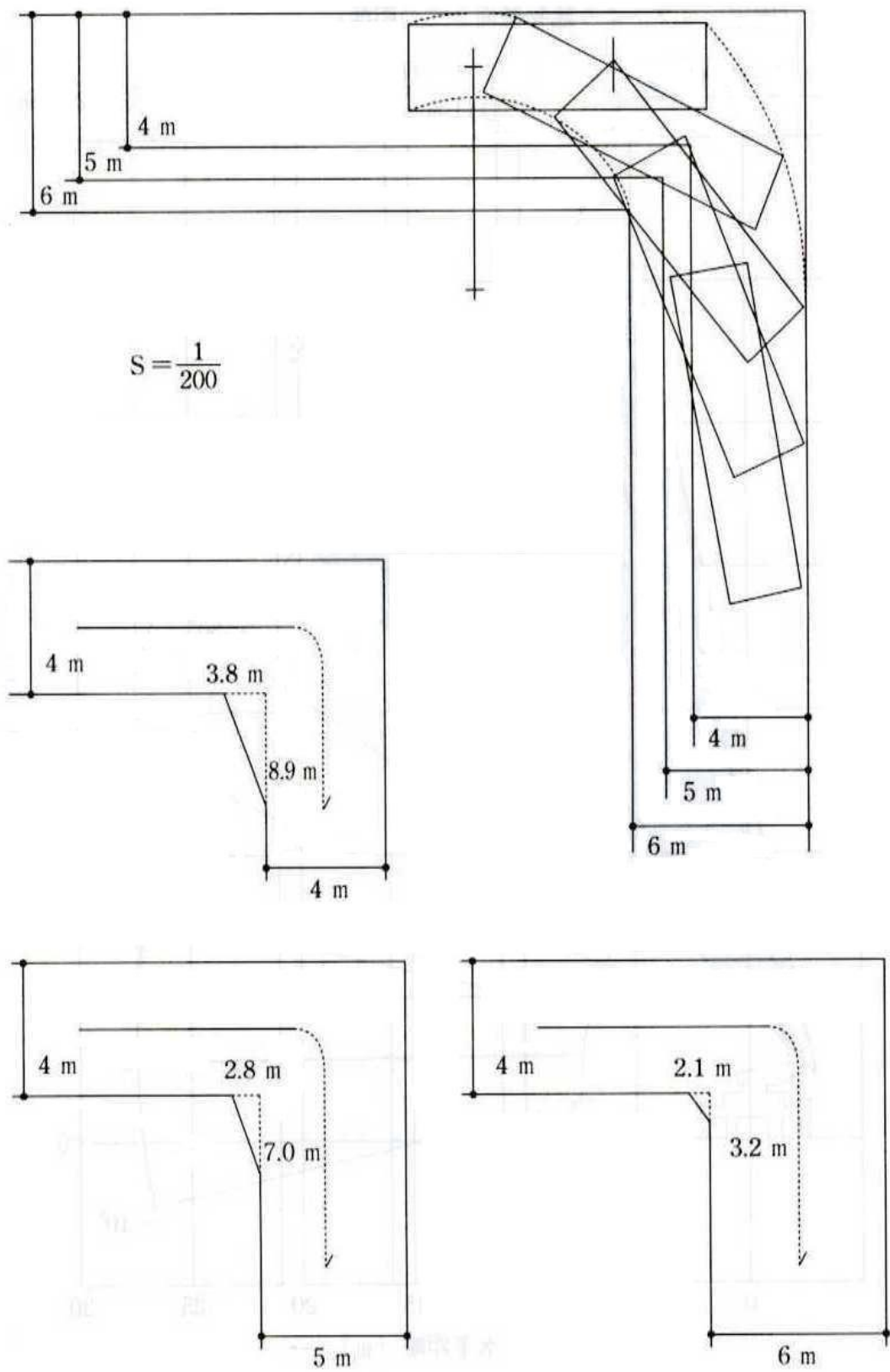
様式第18 (第19条関係)

(副)

少 量 危 険 物 等 タ ン ク 検 査 済 証			5 セ ン チ メ ー ト ル
検 査 圧 力		K P a	
検 査 番 号	第	号	
検 査 年 月 日	年	月	
田 川 地 区 消 防 本 部			
7センチメートル			

- 備考 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に付けること。

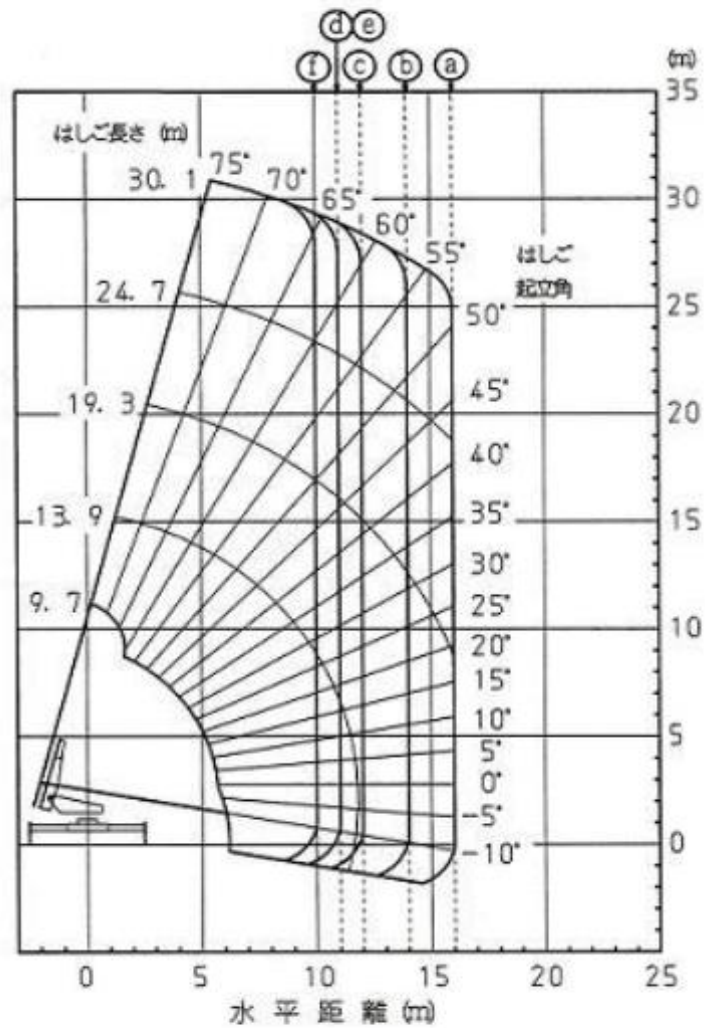
別図1 道路幅員と角切りの関係



別図2 はしご車使用限界図

別図2 はしご車使用限界図
 (ターンテーブル中心から建物壁面までの距離)

- a ジャッキ張出幅 MAX : 定員3名 または 連続降下
- b ジャッキ張出幅 MID : 定員3名 または 連続降下
- c ジャッキ張出幅 MIN : 定員3名 または 連続降下
- d ジャッキ張出幅 MAX : バスケット・リフト同時使用
- e ジャッキ張出幅 MID : バスケット・リフト同時使用
- f ジャッキ張出幅 MIN : バスケット・リフト同時使用

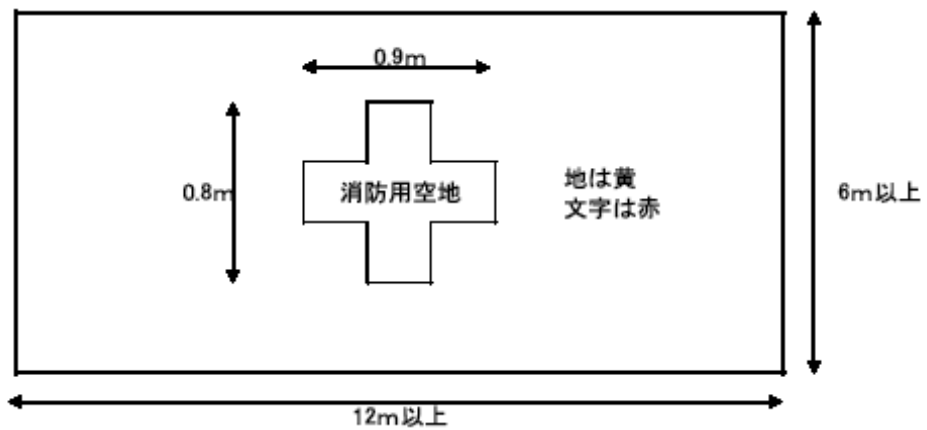


別図3 消防活動用空地の設置基本図

別図3 消防活動用空地の基本図

参考図

No.1 消防活動用空地の標示



No.2 消防用活動空地の標示

